

飯田市 市税等 口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

（收）（加） ダウンロード専用
承認番号: NND00012

申込日：令和8年 4月 1日 (翌月末納期限分から振替)

私は、本紙下欄の約定を確認のうえ、市税等の口座振替（自動払込）による納付を、次のとおり依頼します。

1 口座振替（自動払込）を依頼する預貯金口座・金融機関名

（1）依頼する口座の名義人氏名（フリガナ）、届出印及び電話番号

口座名義人	フリガナ	イイダ ハナコ	届出印	飯田	電話番号	22-4511
	氏名	飯田 花子				

飯田市納税課へ
提出してください。
金融機関へは
提出できません。

（2）依頼する金融機関の口座番号等

<input type="radio"/> 八十二長野銀行	<input checked="" type="radio"/> 飯田信用金庫	<input type="radio"/> 長野県労働金庫
<input type="radio"/> 長野県信用組合	<input type="radio"/> みなみ信州農業協同組合	

本支店	鼎	本店・本所 <input checked="" type="radio"/> 支所	預金種別 <input checked="" type="radio"/> 普通 2.当座 3.その他()
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	金融機関コード	店舗コード

<input type="radio"/> ゆうちょ銀行	記号（6桁目がある場合は※欄に記入してください）	※
番号（右詰めで記入）		

2 口座振替（自動払込）を依頼する税・保険料の内容

納付義務者	氏名	(国民健康保険税の場合は世帯主を記入)		通知書番号	1122334	生年月日	昭和12年 4月 1日
		飯田 太郎				住所	飯田市大久保町2534
税等	<input type="radio"/> 市県民税 (35)	<input checked="" type="radio"/> 固定資産税 (35)	<input type="radio"/> 軽自動車税 (35)	<input type="radio"/> 介護保険料 (28)	<input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料 (30)	<input type="radio"/> 国民健康保険税 (35)	金融機関受付日・支店名・確認印

※ 納税通知書に記載の納税義務者の氏名と通知書番号を記入してください。複数税目をお申込みの場合は、いずれか一つの税（保険料）の通知書番号を記入してください。

※ 共有名義等の固定資産税をお申込みの場合は、通知書番号や納税義務者（「相続人」氏名）に続いて「外〇名」までを、納税通知書のとおりに記入してください。

※ 軽自動車税は、複数の車両を所有していても、車両ごとに別の口座を指定して契約することはできません（課税されている方ごとの契約となります。）。

そのため、複数の車両を所有している場合は、いずれか一台分の通知書番号を記入してください。

※ 複数の納付義務者分の口座振替を希望される場合には、納付義務者ごとに口座振替依頼書を提出してください。

※ 死亡者名義で課税されている税目の口座振替を希望される場合は、納付義務者氏名欄へ死亡者名を記入してください。

《口座振替（自動払込）の依頼に係る注意事項》

- 口座振替（自動払込）は、当依頼書を提出いただいた日の翌月末納期限分から開始します。
- 振替口座を変更する場合は、再度「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を提出してください。
- 提出いただいた日の翌月末納期限分から適用となります。
- 口座振替（自動払込）日は、飯田市の指定する日となります。
- 口座振替（自動払込）を解約するには、「解約書」の提出が必要です。
- ただし、解約書が提出されなくても、該当の税目に課税がなければ引き落とされることはありません。

取扱者
(飯田市控えのみ)

約定

(1~8は、ゆうちょ銀行を除く)

- この申込みは、飯田市市税等口座振替納付制度実施要綱（平成9年飯田市告示第24号。以下「要綱」という。）の規定に基づき行うものとします。
- 要綱第5条第1項の規定により上記金融機関及び振替口座を指定します。
- 振替日は、要綱第8条の定める日としてください。
- 預金の払戻しの際、当座勘定約定又は預金規定にかかわらず、私の行うべき当座小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴店の所定の方法で処理してください。
- 領収書は預金通帳の記帳により省略して差し支えありません。
- 指定預金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- この契約は貴店及び飯田市が必要と認めたときは、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 振替依頼書の有効期間は、変更の届出がない限り有効とします。ただし、市税等の納付義務が消滅したものは解除されても差し支えありません。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

検印	印照合	受付

不備事由	不備返送先
印鑑相違・印鑑不鮮明・ 名義人相違・取引なし・ その他()	〒395-8501 飯田市大久保町2534 飯田市納税課

種別コード：税等欄に記載
払込先口座番号：00530-6-960289
払込先加入者名：飯田市

入力	飯田市